

---

平成28年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

平成28年9月15日 (木曜日)

---

**議事日程** (第5号)

平成28年9月15日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第74号 平成28年度築上町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第2 議案第75号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第76号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第77号 平成28年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 認定第1号 平成27年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成27年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第10号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第11号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 認定第12号 平成27年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第78号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第79号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第80号 築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第81号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第82号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第83号 旧竹内邸条例の制定について
- 日程第23 議案第84号 町道路線の認定について
- 日程第24 議案第85号 町道路線の変更について
- 日程第25 議案第86号 町道路線の廃止について  
(追加分)
- 日程第26 議案第88号 物品売買契約の締結について
- 日程第27 議案第89号 物品売買契約の締結について
- 日程第28 議案第90号 物品売買契約の締結について
- 日程第29 常任委員会の閉会中の継続審査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第74号 平成28年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第2 議案第75号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第76号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第77号 平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 認定第1号 平成27年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第8 認定第4号 平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成27年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第10号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第11号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第12号 平成27年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第78号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第79号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第80号 築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第81号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第82号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第83号 旧竹内邸条例の制定について
- 日程第23 議案第84号 町道路線の認定について
- 日程第24 議案第85号 町道路線の変更について
- 日程第25 議案第86号 町道路線の廃止について
- (追加分)
- 日程第26 議案第88号 物品売買契約の締結について
- 日程第27 議案第89号 物品売買契約の締結について

日程第28 議案第90号 物品売買契約の締結について

日程第29 常任委員会の閉会中の継続審査について

---

出席議員（14名）

1番 小林 和政君	2番 宗 晶子君
3番 宮下 久雄君	4番 有永 義正君
5番 信田 博見君	6番 鞆野 希昭君
7番 池亀 豊君	8番 工藤 久司君
9番 丸山 年弘君	10番 田原 宗憲君
11番 吉元 成一君	12番 塩田 文男君
13番 武道 修司君	14番 田村 兼光君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 係長 脇山千賀子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	新川 久三君	副町長 ……………	八野 紘海君
教育長 ……………	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長 ……………		神崎 博子君	
総務課長 ……………	八野 繁博君	財政課長 ……………	元島 信一君
企画振興課長 ……………	江本 俊一君	人権課長 ……………	武道 博君
税務課長 ……………	江本昭二郎君	住民課長 ……………	加藤 秀隆君
福祉課長 ……………	椎野 満博君	産業課長兼農委局長 ……	今富 義昭君
建設課長 ……………	平尾 達弥君	都市政策課長 ……………	竹本 信力君
上水道課長 ……………	加來 泰君	下水道課長 ……………	吉留梯一郎君
総合管理課長 ……………	永野 賀子君	環境課長 ……………	長部 仁志君
商工課長 ……………	野正 修司君	学校教育課長 ……………	繁永 和博君
生涯学習課長 ……………	柿本直保美君	代表監査委員 ……………	尾座本雅光君

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

---

**日程第1. 議案第74号**

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第74号平成28年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第74号平成28年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、マイナンバー関連の予算について反対の意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、総務産業建設常任委員長、吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第74号、所管の項目について慎重に審査した結果、ネットワーク強靱化事業、道路維持事業、橋梁維持事業、公共施設等の整備基金積立金が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） この補正予算にマイナンバー制度の導入に伴うシステム導入委託料などもろもろの経費を含んでいる予算であり反対いたします。

なお、私はマイナンバー制度そのものに反対ですので、これからもマイナンバー制度そのもののいろんな議案には反対しますが、マイナンバー制度導入に伴うもろもろの予算を含む予算には、今回で反対は最後にして、次回からは賛成していきますので、よろしくお願いします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第74号について、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第74号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第2. 議案第75号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第75号平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第75号平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、平成27年度決算に伴う繰越金の減額と基金繰入金の増額補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第75号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第76号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第76号平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第76号平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを報告いたします。

本案について慎重に審査した結果、過年度国県返納金の確定に伴う償還金の増額補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第76号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第77号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第77号平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第77号平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案について委員会で慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第77号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第77号は、委員長報告のとおり決定することに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第5. 認定第1号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、認定第1号平成27年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 認定第1号平成27年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について。

本決算所管分の項目について、慎重に審査した結果、国保会計への繰入金について反対意見がありました。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、総務産業建設常任委員長、吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 認定第1号平成27年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本所管分の項目については、慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。武道議員。

○議員（13番 武道 修司君） 認定第1号平成27年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてなんですが、7款1項6目13節委託料、これは議案質疑、一般質問等でも質問させていただきましたが、特に厚生文教常任委員会的时候にちゃんと説明をしてもらおうということでもらっていたんですが、ほとんど内容的に説明ができなかった。特に、見積りもりのときの130万円、賞金、それと実際の支払いの38万の差額の92万円の不明金が説明できない。町長、副町長は、これはあくまでも見積りだからということで、一括して全体の予算だから見積りとは余り関係ないんだという話をされてましたが、その後、プロポーザルにおいての資料を

提出してもらった中でも、プロポーザルで出た金額は143万円、賞金総額、実際との差額が105万円ともっと開いたような状況です。

プロポーザル、入札等で金額を変えたり、内容を変えたりすることは町のほうに何らかの説明、場合によっては内容の変更等の通知をしなければいけません、そういうものは一切なかったということでやっている。予算については、町が業者から提示された金額を予算執行を全てやっているということで、その実際にされなかった、配られなかった賞金についての差額が説明できなかったということが事実で判明した。

また、プロポーザルのときには、参加費を1,000円とる。それで5人か6人の課長等でプロポーザルをされた、そのときに説明を受けて点数をつけて、その認定をしたということなんです、そのときに参加費を1,000円とる。築上町主催で1,000円をとるというふうになっていたんですが、ポスターにおいては、その1,000円が2,000円にすりかわっていた。なおかつ、この2,000円の参加費が、実際は徴収されているとお聞きしています。ところが、町のほうに、町の主催でやった事業にもかかわらず、この2,000円の参加費、約150名、30万円の金額が町のほうに入金されていないという事実が判明した。あくまでも、これは町主催ということでプロポーザルにおいてもポスターにおいても町内、町外全てに通知をしている内容であり、この30万円がどこにいったのかということを確認しなければいけません、その点については町長も説明ができなかった。この入金がないのはどうなのかということで、話が出たところ、町長もこれはおかしいと、プロポーザルの段階において賞金を配るといったにもかかわらず、実際は払われていないということも、これもおかしいんだということで、町長も厚生文教の委員会には発言をされています。この内容については、しっかり確認をして、場合によっては業者からも返してもらわないといけないことがある、そういう部分を含めてちゃんと調査をして、後日ちゃんと報告をしたいというふうな話がありました。

ところが、実際に委員会が終わってきょうまでその報告もない。決算において、この使途不明金、実際に業者が使われたのかどうなされたのかわからない状況のこの不明金、入金されないとはいけない金額が、実際町のほうに入金されていないという現状を考えれば、使途不明金のある決算を認定するわけにはいかないということで、議員としていかななものかということで、今回のこの認定については、反対をしたというふうに思いますので、皆さん方、御検討をよろしくお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方、信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） 決算に反対ということでございます。先ほど言われましたその件に関しましては、所管の総務産業建設においても念入りに審査いたしました。

執行部の話としまして3つのこと、歌と映像、そしてにぎやかなものダンスコンテスト、そし

てキャラクター、この3つしっかりと納品されておるといふこととございます。何ら問題ないといふことと全員賛成となつております。

今回の決算を見ましても、築上町の財政状況といふのは非常によくなつております。そのよふに感じます。これからも学校の建てかえ等いろいろなことと大変な状況になると思ひますが、努力していただきたいといふことと賛成意見とします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） これと討論を終わります。

これより認定第1号について採決を行います。（「議長、1回と討論他にも討論聞いてもらわんといけん」と呼ぶ者あり）もう、あんた、しかし反対と賛成の討論があつてから、もう後はするだけのことやろ。（発言する者あり）そうじゃろ。

この決算に対する委員長と報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） 座つてください。賛成多数です。よつて、認定第1号は委員長のとおり認定することに決定しました。

吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 一応、討論の場合は反対から始まって賛成があれば、それで終わらんじゃなくて、彼たちの意見は、次に反対がおつたらさせてくれといふこととですから、何ら問題はないと思ひますので、今後はそういった取り組みを議長願ひします、取り計らいを。

## 日程第6. 認定第2号

○議長（田村 兼光君） では、次行きます。日程第6、認定第2号平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長と報告を求めます。厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 認定第2号平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、滞納金について反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数と認定すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これと質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 滞納額の原因究明、責任が明確にされていないこと、滞納額4億

8,000万に対して674万5,182円の回収しかできていないということで、賛成できません。

以上で、反対の討論といたします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第2号について採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定する……反対意見があったら、議員、これでよかろう。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、認定第2号については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

#### 日程第7. 認定第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第7、認定第3号平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 認定第3号平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第3号について採決を行います。本決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第3号については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 日程第8. 認定第4号

○議長（田村 兼光君） 日程第8、認定第4号平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 認定第4号、本決算については慎重に審査した結果、認定すべきものと当委員会決定しましたので報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第4号について採決を行います。本決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第4号については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 日程第9. 認定第5号

○議長（田村 兼光君） 日程第9、認定第5号平成27年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 認定第5号平成27年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第5号について採決を行います。本決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 日程第10. 認定第6号

○議長（田村 兼光君） 日程第10、認定第6号平成27年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 認定第6号平成27年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、保険料について反対意見がありました。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） この国民健康保険特別会計決算は、一般会計からの繰り入れがなく、高い国民健康保険税を前提とした決算でありまして、賛成できません。

以上、反対の理由とします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第6号について採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、認定第6号については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 日程第11. 認定第7号

○議長（田村 兼光君） 日程第11、認定第7号平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 認定第7号平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。反対意見のある方。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。  
これより認定第7号について採決を行います。本決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって認定第7号については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

## 日程第12. 認定第8号

○議長（田村 兼光君） 日程第12、認定第8号平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 認定8号から認定12号までは、総務産業建設常任委員会で審議した議案でございます。その中で、全て認定という結果が出ています。その中で、いろんな意見があれば一つずつやらなきゃいけないと思うんですが、一括報告をさせていただいて、一つずつ採決するという形をとっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 今回はこれでいこう。この次から、そうしよう。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 認定第8号については、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第8号について採決を行います。本決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第8号については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 日程第13. 認定第9号

○議長（田村 兼光君） 日程第13、認定第9号平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 認定第9号平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定であります。本委員会に付託されました本決算については慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第9号について採決を行います。本決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって認定第9号については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 日程第14. 議案第10号

○議長（田村 兼光君） 日程第14、認定第10号平成27年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 認定第10号平成27年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本決算については本委員会では慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第10号について採決を行います。本決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第10号については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 日程第15、認定第11号

○議長（田村 兼光君） 日程第15、認定第11号平成27年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 認定第11号平成27年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第11号について採決を行います。本決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第11号については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 日程第16. 認定第12号

○議長（田村 兼光君） 日程第16、認定第12号平成27年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 認定第12号平成27年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。本委員会に付託されました本決算については、慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第12号について採決を行います。本決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第12号については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 日程第17. 議案第78号

○議長（田村 兼光君） 日程第17、議案第78号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第78号築上町特別職の職員で非常勤のものの

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案について慎重に審査した結果、農業委員会等に関する法律の改正に伴う農地利用最適化推進委員の委嘱に係る報酬並びに費用弁償の額を定めるため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第78号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第78号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### **日程第18. 議案第79号**

○議長（田村 兼光君） 日程第18、議案第79号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第79号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、福岡県子ども医療制度の改正に伴い、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第79号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に

対する委員長の報告は可決です。議案第79号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第19. 議案第80号

○議長（田村 兼光君） 日程第19、議案第80号築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第80号築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、児童扶養手当法の改正に伴い、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第80号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第80号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第20. 議案第81号

○議長（田村 兼光君） 日程第20、議案第81号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第81号築上町重度障害者医療費の支給に関する条

例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、福岡県の子ども医療制度が改正されることに伴い、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第81号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第81号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第21. 議案第82号

○議長（田村 兼光君） 日程第21、議案第82号築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第82号築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、貸し付けの対象区分をなくし、広く貸し付けができるようにするとともに、貸付金の償還期間を償還しやすいよう延長するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第82号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第82号は、委員長報告のとおり決定することに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第22. 議案第83号

○議長（田村 兼光君） 日程第22、議案第83号旧竹内邸条例の制定についてを議題とします。  
本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第83号旧竹内邸条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、旧竹内邸住宅の保存と活用、管理と運営を行うため、条例を制定するものであり、指定管理期間を5年、10年という中でいろいろな意見がありましたが、最終的には原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第83号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第83号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第23. 議案第84号

○議長（田村 兼光君） 日程第23、議案第84号町道路線の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第84号町道路線の認定についてであります。

本案について慎重に審査した結果、東八田地区の基盤整備事業の換地処分完了に伴い町道の認定をするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第84号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第84号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第24. 議案第85号

○議長（田村 兼光君） 日程第24、議案第85号町道路線の変更についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第85号町道路線の変更についてであります。

本案につきましても84号同様、八田地区の基盤整備事業の換地処分が完了したことに伴う町道を変更するものであります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第85号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第85号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第25. 議案第86号

○議長（田村 兼光君） 日程第25、議案第86号町道路線の廃止についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員長。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第86号町道路線の廃止について。湊42号線廃止の申し出を妥当と認めて、本案件について慎重に審査した結果、町道を廃止するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第86号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第86号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、追加議案です。

お諮りします。日程第26、議案第88号物品売買契約の締結についてから、日程第29、常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号から常任委員会の閉会中の継続審査については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

---

## 日程第26. 議案第88号

○議長（田村 兼光君） 日程第26、議案第88号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第88号物品売買契約の締結について、鳥獣被害防止総合対策交付金事業、鳥獣被害防止施設資材購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。平成28年9月15日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第88号は、物品売買契約の締結でございますけれども、これは有害鳥獣の被害防止施設資材購入の契約でございます。

8月30日に5業者による指名競争入札を行いました。その結果、株式会社ダイモン、消費税込みで1,983万1,240円で落札をいたしまして、現在、仮契約を行ったところでございます。

なお、工事の延長は28.7キロメートルを一応、部品納入、資材導入というようなことで契約をしておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願いします。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第88号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第88号は現案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第27. 議案第89号

○議長（田村 兼光君） 日程第27、議案第89号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第89号物品売買契約の締結について、有機液肥製造施設建設事業、液肥散布用クローラ式散布車購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。平成28年9月15日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第89号も、物品売買契約の締結でございます。これは有機液肥散布用クローラ式散布車の購入であります。散布車ということで、一応、総重量は10トン以下、全高3.2メートル以下、タンク容量は3キロリッター、それから、旋回角度は1周できる360度というふうなことで、一応試用いたして入札をいたしました。

その結果、株式会社ナカミチが、1,990万円で落札をして、仮契約を結んでおるところで  
ございます。

よろしく御採択のほどお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑のある方。吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） この入札結果を見て感じたんですが、これは特殊な車両という  
ことで、この5社しか参加できないというか、5社を指名したわけでしょう。5社だったらでき  
る可能性があるということで示したわけですから、入札は2社しか参加してません。しかし、そ  
の前の有害鳥獣の件は予定価格から600万円ぐらい残しているんです。これは立派な入札とい  
うか、談合はなかったと考えてもいいと思いますけれども、今回の場合、9万8,000円しか  
残してないんです。1社は満額です。ちゅうことは、これは談合してここがとることなとった  
んやないんですかと疑われても仕方のないようなことだと思いますし、もしそういったとこしか  
いなかったら、見積もり入札という形でしたんだったらわかるんです。そういった方法はとれな  
いんですか、入札の場合。特定の業者しかいなかったら。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 副町長の八野です。これ、指名に基づくのは結果であって、見積もり  
とかいうあれではなくて、多分このクローラの散布車値段そのものがその予定価格に近いという  
形じゃなかったんだらうかなという感想を持っていますけども、これは見積もりじゃなくて、で  
きるところがあれば、今後も指名競争入札でしたいなと思っています。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 指名した業者は、入札を辞退した業者もいるみたいですけど、  
そういった面では、この数社しかこれに対応できる業者はいないということですね。そういうこ  
とでしょう。一般の車屋さんじゃできないということでしょう。そうですね。そしたら、2社し  
か入札に参加してないで、3社が辞退して、少なくとも50万とかいう単位で予定価格から下が  
ったら、それはもう1,000円でも落札は落札だと思います。しかし、こういったものについ  
ては特殊じゃなかったら、そういうこともあってもいいんじゃないかなとを感じるんです。特殊や  
から、築上町ではお宅がとりなさい、よその町ではうちがもらいましょうというような話し合い  
をする可能性もあるわけですから、できれば本当に安くできるところに相見積もりでもしてもら  
って安くできるところにしたほうが、まだもう少し安くなるんじゃないかなと感じたから言っ  
ているんです。そういう方法も検討してくださいちゅうことです。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 勉強したいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第89号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第89号は現案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第28. 議案第90号

○議長（田村 兼光君） 日程第28、議案第90号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第90号物品売買契約の締結について、有機液肥製造施設建設事業、液肥散布用バキューム車購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。平成28年9月15日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第90号も、物品売買契約の締結でございます。本契約は、液肥をできたものを圃場まで運ぶバキューム車の購入でございます。台数は3台ということで、4トン車を購入するように一応しておるところでございます。

そして4業者が指名競争入札に参加を行い、結果は九州日野自動車株式会社北九州支店が消費税込みで2,824万2,492円で落札をいたしたところでございます。そして、仮契約を現在行っているところでございます。

よろしく御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） ちょっとわからないので、お尋ねしたいと思います。

前から思っていたんですが、予定価格と予定価格の比較価格というのは、これはちょっと僕よくわかんないんで、説明を、また同じ金額なんで説明をして、正直、今まで知らないんで、それで先ほどのこともそうなんですけど、先ほどのクローラ車とは別に今度の物品売買には保証金が発生した意味を教えてください。

○議長（田村 兼光君） 元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 財政課、元島でございます。

まず、1点目の予定価格と予定価格入札書比較価格なんですけども、上段の予定価格のほうは、消費税込みの金額になっております。下段のほうは消費税抜きの金額になっております。今回のバキューム車とクローラ車につきましては、車の関係の分は諸経費と消費税込みの金額で入札をしておりますので、同額の金額になっております。

その他、あと一番最初の有害鳥獣の関係につきましては、車と違いまして諸経費等が含まれませんので、消費税抜きの金額で計上しております。（発言する者あり）

入札保証金、現在とっておりませんが、（「契約保証金」と呼ぶ者あり）契約ですね。契約保証金につきましては、契約後、ちゃんと履行するという確認を今とりまして、契約保証金を契約金額の10%とっております。その関係で現金で納めるのか、もしくは履行保証会社のほうで保険で納めるところは現金でとっておりません。（「実績のないところ」と呼ぶ者あり）

それと過去2年間で同額の契約をしているところにつきましては、契約保証金をとっておりませんが、初めてこの契約をするところ、もしくは金額は今まで契約してきた金額以上の契約をするところにつきましては、契約保証金を10%納入するようにしております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 財政課長、今の先ほどの消費税込み、込みじゃないということの説明を、議案を提案したときに、やっぱり先にするべきだと思います。そうしないと、消費税込みと消費税抜きと同じ金額おかしいやないか、こういうことになりますので、今後はそういう提案の仕方して、そこの説明はしてください、事前に。

○議長（田村 兼光君） 元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 財政課、元島でございます。

今後は、議案の提案する際に御説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 今、吉元議員が言ったのは当たり前で、ほかのこと全てそう。そうすりゃ質問するのがおらん。塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） 言うまいかと思ったんですけども、今回、日野自動車が落としますんで、できれば、こういう車になるんだろうっちゅうことでカラーでもらった資料はふそうなんです。だから、極端に違う車があるんじゃないんですけども、やっぱり資料で落札した会社と違うところの写真を載せるというのはいかがなものかあります。極端には変わってこないでしょうけども、そういうところも気をつけていただきたいなと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議会への提案の今の件ですけど、提案は消費税込みで行わさせていただいて、資料はこれは入札に関する資料で、これは内部資料でございますのでそういうふうにしておるといことで理解をお願いします。

○議長（田村 兼光君） いいですか。吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） おかしいやないですか。内部資料やったら議会事務局にあげて、入札結果全部消費税込みと別でちゃんと提出して、議員、閲覧しようと思ったらいつでもできるんです。そういう言い方おかしいでしょう、それは。消費税込みと抜きよきの普通の入札と違った形で同額で出ているから、これはどうしたことなんだかという説明をすればいいちゅうんであって、内部資料やけえって、内部資料を議会に見せなさんな、何もかも。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、資料は議会から請求があれば、私は全て、例えば個人の秘密になるものとか、それから特許とか、それから入札前のいろんなそういうちょっと秘密事項に、それで入札後には公開していいということで、大体すべては私は公開主義をとっておるといことで、先ほど小林議員からも一応、資料の請求ございましたが、これも結構ですといようなことで、そしたらあと広域圏のほうからちょっとまだ差し控えてほしいといことで回収させてもらった、こういうことで、ほぼ議員さんから資料請求があれば……。

○議長（田村 兼光君） 町長、みんなそう。質問されたことだけにあんた方は応えたらいいんよ。吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 広域の場合は、町長が勝手にしたんやないんですか。私は広域の議会で、宮下さんと消防委員会に出ています、今の消防委員長を仰せつかっているわけですが、その中で消防委員の皆さんの中から、地元の議会からいろいろ聞かれる、何も知らんやったら、どうもならんやないか資料を出せという話をしたときに、まだ経過途中だからはっきりしてどこまでするとい方針で打ち出したらちゃんします。だから、次回の広域の議会までは消防委員さんには見せるけど、資料回収しますって回収されたんです。それを町長が自分の思いで小林議員の質問に対して、じゃあ見せようといような感覚で、そんな形で回答したんやないですか。それを企画課長ですか、一生懸命とめよったやないですか。これ出しとったら、よその市町で、議会が築上町だけ見せるんかとい話になると思います。それとこれとは全く問題が違うと思います。この案件については、私が言いよんは、塩田議員が言ったのは、入札金額の比較とあるいは両方がいつも違うのに今度是一緒やが、これはどういうことかといことを聞いたんですから説明しないと、同額の場合は今後こうですちゅうて議場で説明すべきやないか。こういう要求を議会から要望があれば公表します、今、本会議で要望したやないですか。だけん、何かこう、あなた責められよるぐらいの気持ちで答えよるしかとれんのです。そういうつもりで塩田議

員言ったんやないですよ。理解ができるような資料を出してくれ、教えてくれんかなと、この金額については同額になっておるが、どれが入札価格で片一方は何なのかということを知りたいだけでしょう。じゃあ、それをいちいちこっちから聞かれんでも説明したらスムーズに会議が進むんじゃないかということをお前は言っただけのことです。誤解せんでください。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） 先ほどの価格のところ、正直知らんかったんです、僕は。もっとわかりやすく言うと、消費税抜きとかありとか含むで書いてくれたほうが、僕は全然わかった。いつもこのところわからない、知らんから知らんで聞いたんですけども。それと、先ほどの資料請求の件で、ちょっと私の質問が悪かったんかもしれません。じゃあ、質問言いかえます。今回、日野自動車が落札しました。日野自動車が。資料は、ふそうの資料が出てきております。ということは、日野自動車がふそうの車を購入すると受けとってよろしいですか。

○議長（田村 兼光君） 元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 財政課、元島でございます。

資料につきましては、イメージとしましては、別紙資料の10ページの図面のほうのイメージでございますけども、日野自動車のほうの写真といいますか、イメージ図が、まだ今から受注しますので、今、築上町で使っていますふそうの写真を、この図面だけではわかりにくいと思いついて、今使っていますバキューム車の写真をつけさせていただきました。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。もう3回したけいい。

○議員（12番 塩田 文男君） 済みません、最後、言わして。

○議長（田村 兼光君） 何回するか。はっきりせ。

○議員（12番 塩田 文男君） 私なら、いちいちこういう質問出ると思わんでしょうけども、この写真の下に、こういう参考図ですとか、ふそうのところをちょっと消すとか、でも資料をわからんから聞いたら、内部資料やから何とかと言われるなら、そういうのを言われんようにちゃんとやっていただきたいと思うんです。これを見て、日野が落としてふそうの写真を見せられたら、日野が落札してふそうの自動車を買うんかちゅう受けとられても仕方がないことやないですか。車を買ったんですから、外装するのも後でわかっとなら、下にコメントを入れればいいのかやないですか。それを何か内部資料やからちゅうて、私たちは悪くありませんみたいなこと言われたって、資料として出された以上、落札した会社のカタログがあなたの机の上にあるはずなんです。そのコピーでもいいんです、車はこんなんです、外装はこうしますとか言えばいいことなんで、全然僕が聞いて質問して全く問題ないことを聞いたつもりなんです。わからんから聞いたから、質疑なんです、これは。町長、考えてください。別にあなたに文句言うとか何でもないんだから。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第90号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第90号は現案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第29. 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（田村 兼光君） 日程第29、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

ここで、町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 1日から15日間、全ての議案、慎重審議をしていただきまして、承認、それから認定をいただきまして大変ありがとうございます。

なお、季節が非常に過ごしやすい季節になりますので、皆様方の御健勝とそれから活躍を祈念いたしまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

きょうは、どうもありがとうございました。

○議長（田村 兼光君） これで、平成28年第3回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時10分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員